

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。[広域連合]

→保険料段階が第1段階から第3段階までの被保険者のうち、要件に該当する方について独自減免を実施しています。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。[広域連合]
→介護保険制度で定める軽減制度の実施などにより、低所得者の利用者負担軽減に取り組んでいます。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。[長寿課]

→要介護認定申請につきましては、通常、一般の職員にて対応しておりますが、課内には専門職もあり、高度な判断が必要な場合には相談して対応することができるようになっております。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。[広域連合]

→居宅介護サービス計画において、介護保険制度で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置付けた場合に、届出を求め、内容の検証をすることとしていますが、一律に回数を制限するものではありません。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。[広域連合]

→介護施設等につきましては、サービスの需給などを検討し策定した介護保険事業計画に基づき計画的に整備します。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。[広域連合]

→ホームページに入所指針や様式を掲載し、意見照会があったものについて適切に対応しています。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。[広域連合]

→利用者の状態と多様な生活支援サービスの内容とを総合的に考慮して、現行相当サービスが必要な方へは当該サービスを提供しており、当該サービスにおいては期間を区切ることはありません。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。[広域連合]

→総合事業は、事業費の上限管理がされておりますが、上限を超過した場合においても必要なサービスが提供できるよう、一般財源及び第1号保険料を財源として、事業費が確保できる体制を整えています。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。[長寿課]

→サロン活動費の助成として、住宅等を賃貸してサロン活動を行っている場合にその経費を助成する「地域交流活動助成金交付事業」を平成29年度からは開始しました。

更に、活動が定着したサロンを実施していただいている団体には、市と社会福祉協

議会から参加者の人数に応じた費用助成を行っております。

認知症カフェは、市内3か所で実施されており、今年度新たに1か所新設予定です。今後も地域で通いの場の充実にも努力してまいります。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。[長寿課]

→本市では、毎年地域包括支援センターに介護予防事業を委託し、地域で介護予防の普及啓発を行うとともに、直営事業として運動習慣の定着を目的に毎年市内2か所で高齢者のための運動教室を開催しています。どちらの事業も、教室終了後に自主グループ化できるよう働きかけ、介護予防活動を自主的に継続できるよう支援しています。

更に、直営事業として、継続的に通って体を動かせるよう「継続実施型の介護予防教室」を市内3か所で行っています。

今後も、現行の介護予防教室を継続するとともに、現在教室等の開催がない地域での事業展開について検討してまいります。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。[広域連合]

→現時点で、受領委任払い制度の実施は、予定しておりません。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。[広域連合]

→介護職員初任者研修の受講支援及び就労加算事業やICT機器導入支援事業などの取り組みにより、介護人材の確保支援に努めているところです。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。[広域連合]

→現時点で、広域連合としての介護職員処遇改善の施策は、予定しておりません。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。[広域連合]

→現時点で、広域連合としての1人夜勤の禁止は予定しておりません。人員配置については介護保険法に基づき適切に行うよう、指導しております。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。[長寿課]

→介護保険法に基づく要介護認定は、障害や機能の状態を直接判断するものではなく、「介護の手間のかかり具合」を判断して要介護度を認定します。一方、障害者控除の対象者を市町村が認定する基準は、「知的障害者に準ずる場合」もしくは「身体障害者の1～6級に準ずる場合」又は「ねたきり者」とすると厚生労働省からの事務連絡に示されています。

このように、判断基準が異なることから、要介護認定のみをもって一律に障害者控除の対象とすることはできません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。[長寿課]

→上記①のとおり、要介護認定は「介護の手間のかかり具合」を判断するもので、障害者かどうかを判断するものではありません。従いまして、要介護認定者すべてが障害者控除

対象者になるとは言い切れず、すべての要介護認定者に自動的に認定書または申請書を送付することは考えておりません。

しかし、障害者控除対象者の市の認定基準を満たす方に関して、認定書または申請書を送付することにつきましては、現在検討させていただいている所です。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。[保険年金課]

→国保税は国保の運営に必要な額に対して設定されています。

平成30年度の国保広域化にともない、国より一般会計からの法定外繰入れは行わないようにとの指導もあり、一般会計からの法定外繰入れを増やすことは考えておりません。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。[保険年金課]

→子育て支援の観点から言いますと、国民健康保険に限らず広く一般に行き渡るような施策を考えたいため、国民健康保険税の均等割について、一般会計による減免制度の実施は考えておりません。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。[保険年金課]

→所得が300万円(給与収入の場合、約450万円)以下の世帯であって、その世帯の生計中心者の長期療養、失業等を理由に所得が減少する場合、世帯における前年中の所得額や、前年と今年を比較して、どれだけ今年の所得が減少することになりそうかという、その減少の割合に応じて国民健康保険税の減免を行っています。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。[保険年金課]

→法の趣旨にのっとり、執行をしまります。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。[保険年金課]

→法の趣旨にのっとり、執行をしまります。また、短期証の発行期限は、税の滞納額及び支払い意思などを考慮し6か月以内にて発行します。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。[保険年金課]

→一部負担金の減免基準は、国基準より拡大して減免が受けられるようになっています。また、窓口での周知も行っています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。[保険年金課]

→70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化については、適用条件が国民健康保険加入者が70歳以上のみの世帯であることや70歳未満の方が加入した場合に自動支給が停止してしまうなどするため、現時点での実施は考えておりません。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、

地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。【収納課】

→できるだけ滞納者と面談し、生活状況の聞き取り、財産調査等を行ったうえで、市税等の支払い能力を判断しています。生活が困窮している状態であると認められる滞納者については、法律等による猶予や執行停止等の対応や分割納付の対応をとらせていただいています。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いたずら」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。【福祉課】

→相談者の現状把握に努め、申請権を侵害することなく、また、疑われるような行為は慎むよう留意して面接相談を行っています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。【福祉課】

→平成30年度からCWが1名増員となったことにより、社会福祉法第16条で定められているCW1名あたり80名の標準数となり、今年度も同様の体制を維持できています。就労支援は担当CWと就労支援員・ハローワーク等関係機関と連携をして支援をし、生活指導は家庭訪問や福祉事務所での面談にて必要に応じて実施しています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。【福祉課】

→過誤払いが生じないよう、十分に注意を払い業務に取り組んでおります。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。【福祉課】

→保護は、生活に困窮される方が、利用する資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件として行われます。生活保護法の趣旨にのっとり、正しく執行していくために必要な調査は、今後も継続していきます。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。【福祉課】

→新規開始ケースにおいて、生活保護法の規定通り、冷房器具が必要と認められた場合には範囲内においての支給が可能であることの説明をしています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。【保険年金課】

→子ども医療費助成、精神障害者医療費助成、後期高齢者福祉医療費給付事業については、県の補助部分を拡大して実施しています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。【保険年金課】

→蒲都市では、県の補助範囲を拡大し15歳までの通院・入院の自己負担分を助成しており、県内の医療機関の受診について現物給付としています。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。【保険年金課】

→精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者への精神科以外の通院・入院に対する自己負担分を全額助成しています。自立支援医療(精神通院)対象者については精神科通院

に対する自己負担を助成しています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。[保険年金課]

→貴重な意見として確かにお聞きしました。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。[子育て支援課]

→愛知子ども調査の本市分データを集計し、また、この調査を補完する内容を次期の子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査に盛り込みます。この集計・分析結果を基に、子どもの貧困対策や子育て支援を効果的かつ計画的に推進してまいりたいと考えています。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。[子育て支援課]

→ひとり親世帯等への支援については、母子・父子自立支援員を置き身上相談に応じ、必要な情報提供及び指導等自立支援を行っています。自立支援計画の策定については、次期子ども・子育て支援事業計画の策定にあわせ、ひとり親世帯等の自立支援についても考えてまいります。また、現在実施しています自立支援給付金事業及び日常生活支援事業等により、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。[庶務課]

→蒲郡市は生活保護基準額の1.3倍以内の世帯としています。年度途中も随時申請の受付を行っており、転入生には各学校の事務職員から就学援助制度の説明をしています。平成30年度入学者より、入学準備金の入学前支給(3月中旬)を実施しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。[子育て支援課]

→子ども食堂への支援については、昨年度NPO法人が実施した子ども食堂運営のワーキンググループに加わり引き続き研究をしています。地域での取り組みが活性化されることを期待するとともに、地域における支援の広がりが進む場合には、支援団体の声を聞きながら継続的な運営のためにどのようなサポートができるか考えてまいります。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。[学校給食課]

→小中学校の給食費の無償化は考えていません。なお、生活保護や就学援助制度を利用した準要保護の対象者は給食費が無料です。

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。[子育て支援課]

→市では、蒲郡市公共施設マネジメント実施計画に基づき、認可保育所を含めた公共施設の在り方について検討しており、その結果に基づき認可保育所の整備を行ってまいります。

保育士確保策として、平成29年度から就職支援プログラムを年2回実施しており、保育体験とグループワークを行い、保育士の仕事や働き方について伝えることにより有資格

者の確保に努めています。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための独自の支援を実施してください。[子育て支援課]

→児童福祉法施行規則の改正により、今年度7月1日からすべての認可外保育施設が届出の対象とされたことに伴い、今年度から毎年1回県の実地指導調査が義務付けられました。実地指導調査には、指導保育士を含めた市の職員も同行し、国の定める基準を満たすことができるよう指導・助言を行っていきます。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。[子育て支援課]

→就学前教育・保育施設等の給食費を無償にする予定はありませんが、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう、国の基準どおりに副食費の減免措置を実施いたします。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。[福祉課]

→障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう引き続き取り組んでまいります。

また、事業所に必要な情報提供を行い、施設整備の促進も行なってまいります。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。[福祉課]

→貴重な意見として確かにお聞きしました。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。[福祉課]

→貴重な意見として確かにお聞きしました。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。[福祉課]

→入院中のヘルパー派遣は基本的には認めておりませんが、障害特性によっては特例として認めた事例があります。また、通院時の院内介護は認めています。なお、蒲郡市では、医療従事者との意思疎通が図れない場合に、その者と意思伝達に熟達している者を派遣する「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。[福祉課]

→障害福祉サービスの利用料負担につきましては、法に定められた負担をお願いいたします。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。[福祉課]

→介護保険が対象になる方については、基本的に介護保険の利用が優先となりますが、利用意向を聞き取り、障害福祉サービスの種類やその方の状況に応じて、障害福祉サービスの利用を認めています。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。[福祉課]

→一律にそれまで受けていた障害福祉サービスを打ち切る取り扱いはしておりません。

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【福祉課】

→高齢障害者の利用者負担軽減制度については適切に周知を行ってまいります。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【福祉課】

→夜間体制については、夜間支援対象利用者の人数に応じ夜間支援体制加算を算定することができます。国への要望については、今後情報収集を行う中で状況を確認していきます。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【福祉課】

→貴重な意見として確かにお聞きしました。国への要望については、今後情報収集を行う中で状況を確認していきます。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。【健康推進課】

→流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチンについては、平成30年6月1日より助成を開始しました。また、子どものインフルエンザワクチンにおいては非課税世帯に対し助成をおこなっています。

障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)につきましては、周辺の自治体や全国の動向を注視しながら検討していきたいと考えています。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。【健康推進課】

→今年度、定期接種の経過措置の継続が決まりました。今後の運用と国の動向などを注視し、研究していきたいと考えています。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。【健康推進課】

→蒲郡市では、平成30年4月から助成を開始しました。今後、運用を見守っていく中で情報収集も行い、研究をしてまいります。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。【健康推進課】

→蒲郡市では妊婦については、平成11年から集団で実施し、平成25年から市内歯科医療機関委託で個別実施しております。産婦については、現在行っておりませんが、調査・研究に努めてまいります。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。【健康推進課】

→保健所は常勤2名の方が配置され、保健センターには非常勤1名が配置されています。人数だけではなく業務改善も含め適正化を検討してまいります。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、こ

れ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。[保険年金課]

→貴重な意見として確かにお聞きしました。後期高齢者医療制度における全国共通の課題につきましては、全都道府県の広域連合が意見・要望を集約し、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して要望を行っているところであります。後期高齢者の窓口負担割合につきましても、愛知県のみならず全国の被保険者にかかる課題であることから、全国後期高齢者医療広域連合協議会において、要望を行うことが適当であると考えます。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。[保険年金課]

→国民健康保険の国庫負担の引き上げについては、全国市長会から提言がされております。傷病手当や出産手当に関しましても、ご意見があったとお伝えさせていただきます。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。[保険年金課]

→貴重な意見として確かにお聞きしました。持続可能で安心できる年金制度の構築を図るよう、全国市長会からも提言がされております。こちらの件に関しましても、ご意見があったとお伝えさせていただきます。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。[長寿課]

→貴重な意見として確かにお聞きしました。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。[保険年金課]

→現時点では市独自に高校生まで助成を拡大する考えはございません。県に対して補助対象の拡大を要望するとともに、市単独事業を含めた中学校卒業までの医療費助成について継続できるよう努めてまいります。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。[福祉課]

→貴重な意見として確かにお聞きしました。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。[保険年金課]

→子ども医療費助成、精神障害者医療費助成、後期高齢者福祉医療費給付事業については、県の補助部分を拡大して実施しています。県に対しては補助対象拡大の要望があったとお伝えさせていただきます。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。[保険年金課]

→蒲郡市では、県の補助範囲を拡大し15歳までの通院・入院の自己負担分を助成しており、県内の医療機関の受診について現物給付としています。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。[保険年金課]

→市単独事業として、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者への精神科以外の通院・入院に対する自己負担分を全額助成しています。自立支援医療(精神通院)対象

者については精神科通院に対する自己負担を助成しています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。[保険年金課]

→県の補助範囲を拡大し、自立支援医療対象者の精神科通院及びひとり暮らし高齢者の通院・入院の自己負担分を助成しています。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。[保険年金課]

→平成30年度の国保制度改正により県も共同保険者となり、財政運営の責任主体となりました。県との協議の場も増えますので、県にご要望があったとお伝えさせていただきます。

以上